

平成25年6月12日

各 位

会 社 名 株式会社テンポスバスターズ
(コード番号2751 JASDAQ)

代表者名 代表取締役社長 森下 和光
問合せ先 管理部長 毛利 聡
T E L 03-3736-0319 (代表)

(訂正) 「株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成25年6月7日に発表した標記開示資料について下記のとおり訂正がありましたのでお知らせします。

記

訂正箇所 (訂正部分に下線を付しております。)

【訂正前】

1.株式分割、単元株制度の採用について

(2) 株式分割の方法

- ③ 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、変更案第6条の3 (単元未満株主の権利制限) を新設するものであります。

【訂正後】

1.株式分割、単元株制度の採用について

(2) 株式分割の方法

- ③ 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、変更案第6条の3 (単元未満株主の権利制限) を新設、その他、効力発生日を明確にするための附則の新設を行うものであります。

訂正箇所 (訂正部分に下線を付しております。)

【訂正前】

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、190,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、57,000,000株とする。 (1単元の株式数) 第6条の2 当社の1単元の株式数は100株とする。 (単元未満株主の権利制限) 第6条の3 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

【訂正後】

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、190,000株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、57,000,000株とする。</p> <p>(1単元の株式数) 第6条の2 当社の1単元の株式数は100株とする。 (単元未満株主の権利制限) 第6条の3 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <p style="text-align: center;"><u>第7条～第43条 [現行どおり]</u></p> <p>(附則) <u>第1条 本定款変更の効力発生日は平成25年11月1日とする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</u></p>

以上